

広見町・日吉村合併協議会

第1回 会議資料

日 時：平成16年1月15日(木)午後3時30分～

場 所：広見町立近永公民館 2階講堂

第 1 回 会議次第

日程第 1 開 会

日程第 2 あいさつ

- (1) 会長あいさつ
- (2) 宇和島地方局長あいさつ
- (3) 来賓あいさつ

日程第 3 委嘱状交付

日程第 4 委員及び事務局職員の自己紹介

日程第 5 経過報告

日程第 6 開議

日程第 7 会議録署名委員の指名

日程第 8 過般の報告

- (1) 報告第 1 号 広見町・日吉村合併協議会規約について
- (2) 報告第 2 号 広見町・日吉村合併協議会規約に関する協議書について
- (3) 報告第 3 号 広見町・日吉村合併協議会幹事会規程について
- (4) 報告第 4 号 広見町・日吉村合併協議会専門部会規程について
- (5) 報告第 5 号 広見町・日吉村合併協議会事務局規程について
- (6) 報告第 6 号 広見町・日吉村合併協議会財務規程について
- (7) 報告第 7 号 広見町・日吉村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- (8) 報告第 8 号 平成 15 年度広見町・日吉村合併協議会予算について

日程第 9 議案

- (1) 議案第 1 号 広見町・日吉村合併協議会会議運営規程について
- (2) 議案第 2 号 広見町・日吉村合併協議会小委員会規程について
- (3) 議案第 3 号 広見町・日吉村合併協議会会議運営申合せ事項について
- (4) 議案第 4 号 広見町・日吉村合併協議会協議項目について
- (5) 議案第 5 号 平成 15 年度広見町・日吉村合併協議会事業計画について
- (6) 議案第 6 号 新町建設計画策定小委員会の設置について

日程第 10 諸般の報告

- (1) 報告第 9 号 広見町・日吉村合併協議会会議の傍聴に関する規程について
- (2) 報告第 10 号 広見町・日吉村合併協議会会議録等閲覧規程について

日程第 11 協議

- (1) 協議第 1 号 合併の方式について
- (2) 協議第 2 号 合併の期日について

日程第 12 その他

- (1) 次回提案協議
 - 協議第 3 号 新町の名称について
 - 協議第 4 号 新町の事務所の位置について
 - 協議第 5 号 財産の取扱いについて
 - 協議第 6 号 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて
 - 協議第 7 号 地方税の取扱いについて
 - 協議第 8 号 地域審議会の取扱いについて
 - 協議第 9 号 新町建設計画について
 - 協議第 10 号 特別職の職員の身分の取扱いについて

- 協議第 11 号 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第 12 号 組織及び機構について
- 協議第 13 号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 14 号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第 15 号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第 16 号 町字名の取扱いについて
- 協議第 17 号 慣行の取扱いについて

(2) その他

第 2 回広見町・日吉村合併協議会の日程について

日程第 1 3 閉会あいさつ

日程第 1 4 閉 会

報告第1号

広見町・日吉村合併協議会規約について

広見町・日吉村合併協議会規約について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

広見町・日吉村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 広見町及び日吉村(以下「2町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、広見町・日吉村合併協議会と称する。

(担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合併の是非を含めた2町村の合併に関する協議
- (2) 合併に伴う新町将来構想の策定及び法第5条の規定に基づく新町建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2町村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、広見町民会館に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、2町村の長の協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 2町村の長
 - (2) 2町村の職員の代表各1人
 - (3) 2町村の議会の議長及び議員各2人
 - (4) 2町村の長が協議して定めた学識経験を有する者各5人
- 2 前項の委員のほか、必要に応じて2町村の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。
- 3 前2項の委員(第1項第4号委員を除く。)に事故又は公務ある場合は、会長は委員の代理を認めることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて2町村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、2町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第16条 協議会の運営に必要な経費は、2町村が均等に負担する。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第18条 協議会の出納の監査は、会長が2町村の監査委員のうちから2人を委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第19条 第7条第1項第4号及び第2項の規定による委員並びに第18条に規定する監査委員は報酬及び費用弁償を受けることができる。

- 2 第7条第1項第1号から第3号までの規定による委員は、費用弁償を受けることができる。

- 3 前2項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年1月1日から施行する。

報告第2号

広見町・日吉村合併協議会規約に関する協議書について

広見町・日吉村合併協議会規約に関する協議書について、別紙のとおり締結したので報告する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

広見町・日吉村合併協議会規約に関する協議書

広見町長及び日吉村長（以下「2町村の長」という。）は、広見町・日吉村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する2町村の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

協議して定める事項

- 1 規約第6条第1項（会長及び副会長）
- 2 規約第7条第1項第4号及び同条第2項（委員）
- 3 規約第15条第2項（事務局）

協議して定めた事項

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について
会長には、日吉村長 山本雅之 を選任する。
副会長には、広見町長 松浦甚一 を選任する。
- 2 規約第7条第1項第4号及び同条第2項に規定する学識経験を有するもの及び協議により定めた者について

(1) 規約第7条第1項第4号に規定する学識経験を有する者

町村名	氏 名				
広見町	二宮建一	山下一子	谷口隆義	酒井哲夫	岩本益太郎
日吉村	馬木正雄	渡辺文恵	宮本幸孝	宮本芳春	入田伸介

(2) 規約第7条第2項に規定する協議により定めた者
愛媛県宇和島地方局長 丹生谷 光 嘉

3 規約第15条第2項に定める事務局の事務に従事する職員について

町村名	職 名 及 び 氏 名				
広見町	助 役	高田正博	課長補佐	家森康之	
	主 幹	松本幸男	係 長	鷺見寿徳	
	主 査	布 正幸	臨時職員	芝 千恵	
日吉村	課長補佐	宮本茂幸	上級専門員	渡邊妙子	

- 4 協議内容等の変更について
協議内容に変更が生じたときは別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書2通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成16年1月1日

広見町長 松浦 甚一

日吉村長 山本 雅之

報告第3号

広見町・日吉村合併協議会幹事会規程について

広見町・日吉村合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

広見町・日吉村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広見町・日吉村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第3項の規定に基づき、広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、広見町及び日吉村(以下「2町村」という。)の合併に必要な事項について協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事5人以内をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長 1人

(2) 副幹事長 1人

2 役員は、幹事の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事会は、必要に応じて規約第13条第2項に規定する専門部会と合同で開催することができる。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

別表(第3条関係) 幹事会組織

町村名	役 職	幹事会での役職
広見町	助役	幹事長
	総務課長	
日吉村	助役	副幹事長
	総務課長	
愛媛県	宇和島地方局総務調整課 市町村振興・合併推進班長	

報告第4号

広見町・日吉村合併協議会専門部会規程について

広見町・日吉村合併協議会専門部会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

広見町・日吉村合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広見町・日吉村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第3項の規定に基づき、広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、広見町・日吉村合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 1人

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する町村の担当部門が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）専門部会の名称及び委員

専門部会名	委 員	
	広 見 町	日 吉 村
総務部会	議会議務局長 総務課長 企画調整課長 出納室長 税務課長	議会議務局長 総務課長 出納室長
産業建設部会	農林課長 建設課長 農村整備課長 企画調整課長 水道課長	産業課長 建設課長 夢産地支配人
厚生部会	町民課長 保健福祉課長 環境衛生課長	保健福祉課長 総務課長 診療所事務長
文教部会	学校教育課長 社会教育課長	教育課長

報告第5号

広見町・日吉村合併協議会事務局規程について

広見町・日吉村合併協議会事務局規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

広見町・日吉村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広見町・日吉村合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条第3項の規定に基づき、広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班及び計画調整班を置く。

2 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- (4) 班相互間の連絡及び調整
- (5) 職員の指揮監督
- (6) 分掌する事務の管理

3 職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1件につき10万円未満の予算の流用に関すること。
- (2) 1件につき50万円未満の支出その他契約の締結に関すること。
- (3) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- (4) 広見町及び日吉村との連絡調整に関すること。
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (6) 職員の出張命令等に関すること。
- (7) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

3 事務局次長が不在のときは、総務班長が代決する。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな型、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する町村の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与、共済費等については、それぞれ属する町村の負担とする。

2 職員の旅費については、広見町の例により協議会が支給する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

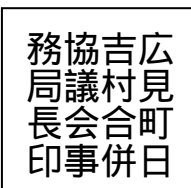
附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区 分	分 掌 事 務
次 長	1 ITネットワークに関する事。 2 国、愛媛県との連絡調整に関する事。 3 2町村の連絡調整に関する事。 4 視察研修に関する事。
総務班	1 庶務及び会計に関する事。 2 合併の諸手続に関する事。 3 協議会の会議に関する事。 4 合併に係る資料の編纂に関する事。 5 人事に関する事。 6 報酬等支給に関する事。 7 合併の方式及び期日に関する事。 8 町の名称に関する事。 9 新町の事務所の位置に関する事。 10 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事。 11 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事。 12 特別職の職員、一般職の職員の身分の取扱いに関する事。 13 地域審議会に関する事。 14 条例、規則等の取扱いに関する事。 15 組織及び機構に関する事。 16 一部事務組合等の取扱いに関する事。 17 合併に係る広報に関する事。 18 その他他の班に属さないこと。
計画調整班	1 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成に関する事。 2 行財政現況調査に関する事。 3 新町財政計画に関する事。 4 新町予算編成に関する事。 5 財産の取扱いに関する事。 6 地方税の取扱いに関する事。 7 使用料、手数料等の取扱いに関する事。 8 補助金、交付金等の取扱いに関する事。 9 町名、字名の取扱いに関する事。 10 公共的団体等の取扱いに関する事。 11 慣行の取扱いに関する事。 12 消防団の取扱いに関する事。 13 各種事務事業の取扱いに関する事。

別表第2（第9条関係）

1 名称	合併協議会印	会 長 印	事務局長之印
2 ひな型			
3 寸 法	24mm × 24mm	21mm × 21mm	18mm × 18mm
4 書 体	てん書体	てん書体	てん書体
5 用 途	対外全般	対外全般	対外全般

報告第6号

広見町・日吉村合併協議会財務規程について

広見町・日吉村合併協議会財務規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

広見町・日吉村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、広見町・日吉村合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条の規定に基づき、広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第16条の規定に基づく広見町及び日吉村の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要する経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の議決を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係町村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算を協議会の議決を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき又は予備費の充用をしたときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調整し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町村長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な帳簿

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は広見町の例により会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項に規定する予算は、協議会が設置された平成15年度の予算に限り、会長が第1回の協議会に報告し、承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項	(参考 目の区分)
1 負担金	1 負担金	項の区分名称による。
2 県支出金	1 県補助金	
3 繰越金	1 繰越金	
4 諸収入	1 雑入	

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項	(参考 目の区分)
1 運営費	1 会議費	地方自治法施行規則第 15 条第 2 項の規定による節の区分を準用する。
	2 事務費	
2 事業費	1 事業推進費	
	2 調査研究費	
3 予備費	1 予備費	

別紙資料 1

財務規程で別に定める事項

番号	条文番号	内 容	事項区分	備 考
1	第 5 条第 2 項	現金預入金融機関	別に定める	別紙資料 2 のとおり
2	第 6 条第 1 項	協議会出納員	会長任命事項	
3	第 9 条第 1 項	収入支出の手續様式	別に定める様式	
4	第 9 条第 2 項	その他の出納管理帳簿等	詳細未定事項	

別紙資料 2

1 広見町・日吉村合併協議会の現金預入金融機関について（第 5 条第 2 項関係）

広見町・日吉村合併協議会の現金預入金融機関は、下記の金融機関とする。

記

えひめ南農業協同組合 広見支所

以上

2 会長が命ずる協議会出納員について（第 6 条第 1 項関係）

広見町・日吉村合併協議会の出納員には、下記のものに命ずる。

記

広見町・日吉村合併協議会事務局総務班の班長及びその他の職員

以上

3 収入及び支出の手續について（第 9 条第 1 項関係）

収入及び支出の手續様式については、広見町の例により別途様式を事務局で定める。

以上

4 出納管理を行うその他必要な帳簿について（第 9 条第 2 項関係）

出納の管理を行うその他必要な帳簿は、備品台帳等必要に応じ事務局で定める。

以上

報告第7号

広見町・日吉村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

広見町・日吉村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

広見町・日吉村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広見町・日吉村合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条第3項の規定に基づき、広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額7,000円とする。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び町村議会議員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の会議に出席したときは、費用弁償として1,000円を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会の委員等に支給する旅費については、広見町の例により支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

報告第 8 号

平成 1 5 年度広見町・日吉村合併協議会予算について

平成 1 5 年度広見町・日吉村合併協議会予算を次のとおり定めたので報告する。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 3 , 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、別紙予算書による。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

平成15年度広見町・日吉村合併協議会歳入歳出予算書(案)

歳入 (単位:千円)

款	項	金額	説明
1 負担金	1 負担金	10,500	
2 県支出金	1 県補助金	2,000	合併協議会運営費補助金
3 繰越金	1 繰越金	10,999	
4 諸収入	1 雑入	1	預金利子
歳入合計		23,500	

歳出

款	項	金額	説明	
1 運営費		12,463		
	1 会議費	3,184	報酬	1,596
			旅費	387
			需用費	300
			役務費	150
			委託料	751
	2 事務費	9,279	旅費	250
			需用費	3,750
			役務費	737
			使用料及び賃借料	1,405
負担金補助及び交付金			3,137	
2 事業費		10,732		
	1 事業推進費	262	報償費 262	
	2 調査研究費	10,470	委託料 10,470	
3 予備費		305		
	1 予備費	305	予備費 305	
歳出合計		23,500	23,500	

議案第 1 号

広見町・日吉村合併協議会会議運営規程について

広見町・日吉村合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

広見町・日吉村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広見町・日吉村合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規定に基づき、広見町・日吉村合併協議会会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とするものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調整するものとする。

- (1) 開催日及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録署名委員)

第8条 会議録には、議長及び議長が指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(関係者の出席)

第11条 議長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月15日から施行する。

議案第 2 号

広見町・日吉村合併協議会小委員会規程について

広見町・日吉村合併協議会小委員会規程について、別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

広見町・日吉村合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広見町・日吉村合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、広見町・日吉村合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査又は審議をするものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長及び委員（副会長である委員を含む。）のうちから選任する。

2 選任方法、委員数その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、小委員会の委員の互選により定める。

(役員の職務)

第5条 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の半数以上の賛成により、非公開とすることができる。

4 会議の傍聴については、広見町・日吉村合併協議会会議の傍聴に関する要綱の規定を準用する。この場合において、同要綱中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

5 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過について協議会に報告するとともに、検討結果については、協議会に諮るものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第15条第1項に規定する協議会の事務局において処理するものとする。

(費用弁償)

第9条 第6条第5項の規定により、関係者が小委員会に出席したときは、費用弁償を支給する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月15日から施行する。

議案第3号

広見町・日吉村合併協議会会議運営申合せ事項について

広見町・日吉村合併協議会会議運営申合せ事項について、別紙のとおり定める。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

広見町・日吉村合併協議会会議運営申合せ事項

広見町・日吉村合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

1 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として次のとおりとする。

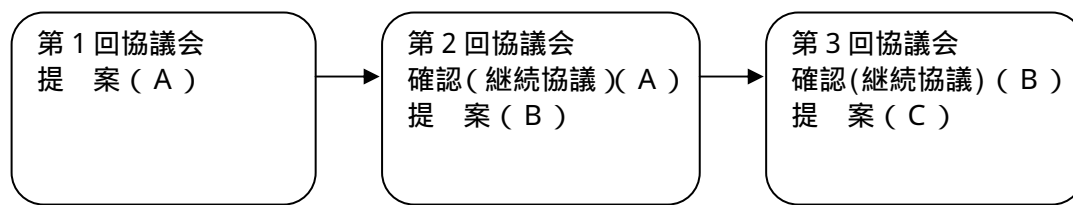
- (1) 開催日 毎月第1木曜日（必要に応じて変更又は随時開催）
- (2) 会議時間 午後2時から（必要に応じて変更可）
- (3) 開催場所 2町村持ち回りとし、それぞれの町村の開催場所はそれぞれの町村が決めるものとする。

開催場所の順番は、広見町、日吉村の順とする。ただし、必要に応じて変更する場合は別途調整する。

2 前提案の原則

合併協議項目については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。議案、その他については提案日において処理するものとする。

【例】



3 会議録の調製

- (1) 会議録は、要旨記録方式とし、合併協議会事務局及び各町村議会事務局において公開するものとする。

4 資料提供の取扱い

協議会資料は、協議資料と附属資料とに分類する。
傍聴者には全資料を配布する。

議案第 4 号

広見町・日吉村合併協議会協議項目について

広見町・日吉村合併協議会協議項目について、別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

合併協議項目一覧表

広見町・日吉村合併協議会

協議事項	内 容	備 考
基本的協議項目		
1	合併の方式 新設合併 旧の町村を廃して、新しい町が誕生すること。	基本的には新設合併となる。
2	合併の期日 合併協議会による調印日でも、各議会の議決日でもなく、新町として施行する日である。	新町が誕生するまでには、さまざまな協議事項の確認、住民の合意形成が必要となり、また、2町村の議会、県議会の議決など、かなりの時間が必要となるため、期日については慎重に設定する必要がある。
3	新町の名称 新町の名称	新設合併の場合は、2町村が廃止されるため、新町の名称を決める必要がある。
4	新町の事務所の位置 新事務所（本庁）の位置	新しい事務所は、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等を十分に考慮する必要がある。
5	財産の取扱い 町村の土地、施設など	原則的には、合併関係町村が持っていた財産は新町に引き継ぐことになる。公的施設も同様であるが、特段の事情がある場合、財産区を設けることができる。
特例法に規定されている協議項目		
6	町村議会議員の任期及び定数の取扱い 議員の定数、任期	新設合併の場合は、各町村の全議員が身分を失うこととなる。しかし、旧町村住民の意思を反映させるため、合併後一定期間に限り、議員定数、任期に関する特例措置が定められている。
7	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い 農業委員会委員の定数、任期	新設合併の場合は、各町村の委員が身分を失うのが原則である。しかし、委員定数、任期に関する特例措置が定められている。
8	地方税の取扱い 町村民税、固定資産税、軽自動車税など	合併前の町村で、税目・税率に違いがある場合、合併後急に税金が高くなったりしないよう、5年間は不均一の課税が認められている。
9	一般職員の身分の取扱い 町村職員の身分	合併後、町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は当然失職することとなるが、合併特例法では、引き続き合併後の新町の職員として身分の保証がなされている。
10	地域審議会の取扱い 合併後の地域審議会の設置について	合併前の関係町村の協議により、旧町村の区域ごとに、合併町村の長の諮問により、審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。
11	新町建設計画の作成 新町のビジョン	将来に向けての計画の作成

その他必要な協議項目			
12	特別職の身分の取扱い	常勤特別職 (町村長、助役、収入役、教育長など) 非常勤特別職 (教育委員、選挙管理委員など)	首長をはじめ特別職は全員失職することとなる。こうした特別職の職員の処置について協議会で協議する必要がある。
13	条例・規則等の取扱い	町村の条例、規則等	旧町村が消滅し条例・規則がすべて失効するので、新町の条例・規則が施行される。
14	組織及び機構	行政組織、機構	条例や規則に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。
15	一部事務組合等の取扱い	宇和島地区広域事務組合	宇和島地区広域事務組合については、各町村が脱退し、新町で加入する必要がある。
16	使用料、手数料の取扱い	各種施設使用料、証明手数料など	各町村間の同一目的の施設や事務について、使用料や手数料が違う場合は、あらかじめその取扱いについて調整しておく必要がある。
17	公共的団体等の取扱い	消防団、社会福祉協議会、商工会等	合併後、新町としての一体感を醸成する上からも統合されるのが理想的であり、これら団体ごとへの働きかけの基本方針について協議される。
18	補助金、交付金等の取扱い	団体への補助金など	各種団体に交付している補助金等について合併に際して制度の調整が必要になる。
19	行政連絡機構の取扱い	自治会制度や納税組合制度など	行政と住民を結ぶ各種連絡制度について現状を把握し、合併後のあり方を協議する。
20	町字名の取扱い	同一町、字名などの調整	地域の歴史や文化により、住民の愛着があるものであるため、従来どおり存続される場合が多い。同一の町名は郵便等の混乱を避けるため、調整の必要がある。
21	慣行の取扱い	町村章、町村民憲章などの取扱い	町村民憲章、花、鳥、木、祭り等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いいため、合併後も引き継がれるべきものである。
22	その他(各種事務事業の取扱い)	各種福祉制度、上下水道事業、学校などの通学区域、姉妹都市等提携、広報公聴関係、納税関係、防災関係、保健衛生事業関係、公立施設関係、人権対策関係、農林水産事業関係、商工観光関係、建設事業関係、国民健康保険関係、介護保険関係、学校教育関係、社会教育関係、社会福祉協議会関係、電算システム事業関係、その他	左記の2町村で実施している独自の各種事業は、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を要するものについて、これまでの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下にならないよう留意しながら、合理化・効率化に努める必要があり、その調整方針がまとめ次第、随時、協議会に提案される。

議案第 5 号

平成 1 5 年度広見町・日吉村合併協議会事業計画について

平成 1 5 年度広見町・日吉村合併協議会事業計画について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

平成 1 5 年度事業計画

協議会、小委員会、幹事会及び専門部会の開催

合併協議項目の協議

新町建設計画の作成

協議会だよりの発行等による情報の提供

行財政現況調査及び事務事業実態調査の実施

先進地等の資料、情報収集及び調査研究

その他必要な事項

議案第 6 号

新町建設計画策定小委員会の設置について

新町建設計画策定小委員会の設置について、別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

新町建設計画策定小委員会設置要綱

(設置)

第1条 広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)に新町建設計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

- (1) 新町建設計画の策定
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項

(構成)

第3条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員8人で構成する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に定める委員 各町村1人
- (2) 規約第7条第1項第3号に定める委員 各町村1人
- (3) 規約第7条第1項第4号に定める委員 各町村2人

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月15日から施行する。

新町建設計画策定小委員会委員名簿

委員区分	選出町村	役職名	氏名	備考
2号委員	広見町			
	日吉村			
3号委員	広見町			
	日吉村			
4号委員	広見町			
	日吉村			

報告第9号

広見町・日吉村合併協議会会議の傍聴に関する規程について

広見町・日吉村合併協議会会議の傍聴に関する規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

広見町・日吉村合併協議会会議の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広見町・日吉村合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、広見町・日吉村合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合によりこれを制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、広見町・日吉村合併協議会の事務局において、傍聴人受付簿(第1号様式)に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、複写機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき会長の許可を得たものを除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害する恐れがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影又は録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月15日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

平成16年1月15日

広見町・日吉村合併協議会会議傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	年 齢	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

報告第10号

広見町・日吉村合併協議会会議録等閲覧規程について

広見町・日吉村合併協議会会議録等閲覧規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

広見町・日吉村合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広見町・日吉村合併協議会会議運営規程第9条第2項の規定に基づき、会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧に供する会議録等)

第2条 閲覧に供する会議録は、閲覧用会議録とする。

(閲覧の方法)

第3条 会議録等は、所定の場所において、事務局職員の指示に従い閲覧しなければならない。

(写しの交付)

第4条 会議録等の閲覧をしようとする者は、その写しの交付を希望するときは、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

2 写しの作成に要する費用は、広見町情報公開条例施行規則(平成12年広見町規則第11号)の例によって算出した額とする。

附 則

この規程は、平成16年1月15日から施行する。

協議第1号

合併の方式について

合併の方式について提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

合併の方式について
北宇和郡広見町及び同郡日吉村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

平成 年 月 日確認

協議第 2 号

合併の期日について

合併の期日について提出する。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

合併の期日について
合併の期日は、平成 1 7 年 1 月 1 日を目標とする。

平成 年 月 日確認

広見町・日吉村合併協議スケジュール（案）

年月日	【協議会】	【新町建設計画】	【合併手続等】
H15.12	・法定協議会設置への協議		
H16. 1. 1	・法定協議会設置		
H16. 1.15	・第1回法定協議会 規程、合併協議項目等の確認		
H16.2. 中旬	・建設計画審議	・新町建設計画原案の作成・意見照会	
H16.4. 上旬		・建設計画原案の修正 ・建設計画修正案の作成	
H16.4. 下旬		・建設計画修正案の事前協議	
H16.6. 下旬		・建設計画最終案の作成	
H16.6. 下旬	・全協議項目の確認		
H16.7. 上旬	・建設計画最終案の承認		
		2 町村で住民説明会	
H16.7. 下旬		・新町建設計画正式協議	
H16.8. 上旬		・新町建設計画決定	
H16.8. 中旬	・調印式の開催		合併協定書への調印
H16.8. 下旬			町村議会の議決
H16.8. 下旬	(合併申請)		県知事への届出
H16.9. 中旬			県議会へ上程
H16.10. 上旬			県議会の議決
H16.10. 上旬			県知事の合併処分決定
H16.10			総務大臣への届出
H16.12			総務大臣の告示
H17. 1. 1			合併の期日
H17.2. 中旬			新町の選挙

協議第3号（次回提案協議）

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

新町の名称について
新町の名称は、きほく町とする。

平成 年 月 日確認

協議第4号（次回提案協議）

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

新町の事務所の位置について
1 新町の事務所の位置は、合併当初は広見町大字近永800番地1（現在の広見町役場）とする。
2 現在の日吉村の役場の位置に支所を置くものとする。
3 新たに建設する庁舎については、合併特例債活用可能な期間内に、広見町地内に建設するものとする。建設候補地については、広見町大字永野市、同近永、同出目、同興野々の中から、2町村からの交通の事情等に考慮し、住民の利用に最も便利な位置を選定するものとする。
4 合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図るものとする。

平成 年 月 日確認

協議第5号（次回提案協議）

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

財産の取扱いについて
2町村の所有する財産、公の施設及び債務等は、合併時点で所有するものすべてを新町に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 6 号（次回提案協議）

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて提出する。

平成 16 年 1 月 15 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて

- 1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 17 年 4 月 30 日まで引き続き新町の議会議員として在任する。
- 2 新町議会議員の定数は、____人とする。
- 3 新町議会議員選挙の選挙区は、最初の一般選挙に限り、旧町村単位で選挙区を設けることとする。
- 4 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第7号（次回提案協議）

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

地方税の取扱いについて
1 税率については、各税とも地方税法の定めによる標準税率とする。
2 納期については、平成16年度については旧町村の例により、平成17年度から、新たに納期を定めるものとする。
3 納期前納付に対する報奨金については、1円未満切捨てにより算出した額とする。
4 納税組合に対する納税奨励金制度は廃止の方向で検討する。

平成 年 月 日確認

協議第 8 号（次回提案協議）

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて提出する。

平成 16 年 1 月 15 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

地域審議会の取扱いについて
地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会を新町において設置する。 各地区の地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする。

平成 年 月 日確認

地域審議会の設置に関する事項

(設置)

第1条 合併後、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名 称	設 置 区 域
広見地区地域審議会	合併前の広見町の区域
日吉地区地域審議会	合併前の日吉村の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、旧町村の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新町建設計画の変更に関する事項
- (2) 新町建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新町の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、毎年2回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長をもって充てる。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画を担当する課において処理する。

(雑則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

協議第9号（次回提案協議）

新町建設計画について

新町建設計画について提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

新町建設計画について
新町建設計画については、新町建設計画策定小委員会において検討し、協議会で協議する。

平成 年 月 日確認

新町建設計画策定スケジュール

日時	期間	合併協議会	県	国
平成16年1月下旬	2週間	新町建設計画原案の作成 1月小委員会		
平成16年2月上旬		2月小委員会	地方局の意見集約	
	2ヶ月	新町建設計画原案の意見照会 2月小委員会	本庁での意見集約	15年度
		3月小委員会		
		3月小委員会		
平成16年4月上旬	3週間	新町建設計画原案の修正 4月小委員会	合併協議会への回答	16年度
		合併協議会での審議		
		新町建設計画修正案の作成 4月小委員会		
平成16年4月下旬	2ヶ月	新町建設計画修正案の審議 5月小委員会	地方局の意見集約 本庁での意見集約	
平成16年6月下旬		3週間	新町建設計画最終案の作成 6月小委員会	合併協議会への回答
	7月小委員会			
	合併協議会での最終案の承認			
平成16年7月下旬	2週間	新町建設計画正式協議	文書処理	
平成16年8月上旬	3週間	新町建設計画決定	合併協議会への回答	
平成16年8月中旬		合併協定書の調印		
平成16年8月下旬		町村議会による議決		
平成16年8月下旬	2週間	合併申請	議案作成	
平成16年9月中旬	2週間	定例議会 2、6、9、12月	県議会へ上程	
平成16年10月上旬	3ヶ月		県議会による議決	
			廃置分合の処分・総務大臣への報告	総務大臣による告示
平成17年1月1日		合併の効力発生		
11ヶ月				

建設計画策定小委員会

協議第10号(次回提案協議)

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員(町議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 審議会・委員会等の附属機関については、2町村に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町村のみに設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。
- 4 その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。
- 5 新町の職務執行者については、合併までに2町村の長が別に協議して定めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議第11号(次回提案協議)

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

条例、規則等の取扱いについて

広見町及び日吉村の合併については、新設合併であり、関係町村の条例・規則等は合併と同時に消滅するため、新町において新たに条例、規則等を制定する。

条例、規則等の制定については、次の方法による。

- 1 2町村で施行されているものについては、いずれかを基本に内容調整を行う。
- 2 1町村のみで施行されているもの及び公の施設については、原則として現行のとおりとする。
- 3 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って内容調整を行う。
- 4 制定については、新町の事務事業に支障をきたさないよう、次の区分による。
合併時に町長職務執行者の専決処分により即時制定し施行させるもの。
町長職務執行者の専決処分になじまないもので、新町議会で逐次可決し、制定、施行させるもの。
各町村で施行されていた条例、規則等で、目的、内容により一定地域を対象に引き続き暫定的に施行するもの。

平成 年 月 日確認

協議第12号（次回提案協議）

組織及び機構について

組織及び機構について提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

組織及び機構について

- 1 新町の組織及び機構は、現在の広見町及び日吉村の庁舎を有効活用したものとす。
 - (1) 日吉村の事務所の位置には、現在の村の区域を所管し、現行組織から管理機能を除いた組織を、支所として合併時に設置する。
 - (2) 現在の連絡所その他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。
- 2 新町の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
- 3 新町の組織及び機構は、「新町における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。

【新町における行政組織及び機構の整備方針】

合併時における組織及び機構は、合併の趣旨を踏まえ、その効果を最大限に生かすため次の事項を基本として整備するものとする。ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

 - (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構
 - (2) 住民の声を適正に反映できる組織機構
 - (3) 簡素で効率的な組織機構
 - (4) 新町の建設計画を円滑に遂行できる組織機構
 - (5) 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織機構
 - (6) 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構
 - (7) 本庁と支所からなる組織機構

平成 年 月 日確認

協議第13号(次回提案協議)

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

一部事務組合等の取扱いについて
1 一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。
2 鬼北土地開発公社については、新町として、引き続き加入するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第14号(次回提案協議)

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

補助金、交付金等の取扱いについて
現在の2町村での団体等に対する補助金、交付金については、従来からの経緯、実情を考慮に入れ、新町での必要性、公平な観点及び財政面において十分検討するとともに、各種団体等に対する補助金交付基準を定め、調整を図るものとする。

平成 年 月 日確認

協議第15号(次回提案協議)

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

行政連絡機構の取扱いについて
行政連絡機構(区長・組長制度等)については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から調整する。

平成 年 月 日確認

協議第16号(次回提案協議)

町字名の取扱いについて

町字名の取扱いについて提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

町字名の取扱いについて
大字の名称・区域は、従前のまま新町に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第17号（次回提案協議）

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成16年1月15日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

慣行の取扱いについて
1 町章、町花及び町木は、合併までに公募により選定するものとする。
2 町民憲章、宣言、シンボルマーク、キャッチフレーズ、町歌等は、合併後新町で定めるものとする。
3 名誉町民制度は合併時に調整する。現名誉町村民については、既に各町村において功績を讃えるため、その称号を贈っていることから、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、待遇及び特典については合併時に調整するものとする。

平成 年 月 日確認

その他

1 第2回広見町・日吉村合併協議会の日程について

第2回広見町・日吉村合併協議会の日程は、次のとおりとする。

日 時 平成16年2月5日(木)午後2時から

場 所 日吉村住民センター 3階ホール